

令和7年度 こどもの居場所づくり支援モデル事業募集要項

宮 崎 県 教 育 庁
人権同和・生徒指導課

1 目的

こどもを取り巻く環境が多様化・複雑化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していくことが求められています。

そのような状況において、本事業は、特に不登校の児童生徒を対象としたNPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組に係る経費を補助することにより、民間団体が行うこどもの居場所づくりに対して、効果的な支援方策を明らかにすることを目的として実施するものです。

2 募集内容

個人以外の一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、その他の任意団体等が実施する、不登校児童生徒の社会的自立に資する居場所づくりなどに関する事業を募集します。現在既に取り組んでいる事業でも、新たに取り組む事業でも結構です。

3 応募資格

法人（営利・非営利は問いません）及び任意団体等で、次の全ての要件を満たす者

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的として活動しており、申請年度における4月1日時点で、県内に施設を有していること
- (2) 不登校児童生徒の在籍する学校及び在籍する学校が公立学校である場合にあっては、管轄の教育委員会との連携・協力体制が構築できること
- (3) 週3日以上、学校の課業時間に開所していること
- (4) 無料、または利用者から低額の利用料を徴収し活動していること
- (5) 本事業とは別に、国、県又は市町村から補助金等の交付を受けていないこと
- (6) 本事業の実施に必要な範囲で、県によるヒアリング及び現地確認を承諾すること
- (7) 本事業に係る研修会等への参加を承諾すること
- (8) 児童生徒の健全育成を図っていること
- (9) 政治活動又は宗教活動を主たる活動の目的としていないこと
- (10) ホームページ等を通じて施設・活動に関する情報公開を行うこと
- (11) 県税に未納がないこと（納税義務の発生しない任意団体等は除く。）

4 選定予定団体数

最大15団体程度。予算の範囲内で選定します。

5 補助対象経費の上限

補助対象経費の上限額：30万円（1団体当たり）

6 事業期間

交付決定の日から令和8年1月31日まで

7 補助対象経費

補助の対象となる経費は、本事業に直接必要となる経費で、例として次に掲げるような経費を想定しています。

費目	補助対象経費の例示
賃金	事業実施に係るアルバイト等の雇い上げ費用（団体の恒常的な人件費は対象外）
報償費	事業実施に係る講師等への謝金
旅費	事業実施に係る講師やボランティア等に支払う旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、教材費、材料費、 その他事業実施に直接必要となる経費
役務費	郵送料、通信費、運搬費、保険料、手数料、筆耕料、 その他事業実施に直接必要となる経費
使用料・賃貸料	会場使用料、機器リース料、タクシー代、 その他事業実施に直接必要となる経費
備品購入費	事業実施に直接必要となる一品10万円以上の備品の購入費（※ただし、本補助事業の精算は事業終了時に行う必要があるため、原則として事業実施期間内のリースやレンタルによることとします。リースやレンタルより備品の購入が適切な理由がある場合であって、本事業に直接的に資するものに限り、購入を認めます。）
委託料	事業実施に際し外部に業務を依頼する費用

8 応募方法及び応募期間

(I) 応募方法

- ① 本事業による補助を受けようとする事業者（団体）は、事業説明会へ参加してください。

【事業説明会】

- 日 時 令和7年5月12日（月） 14:00～15:30
- 場 所 宮崎県庁防災庁舎5階 防52号室
- 参加申込 令和7年5月7日までに県電子申請システムにて申請
※以下のURLまたは二次元バーコードより申請フォームへ

<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/jin-sei-ibasyo>



- ② 事業説明会参加後、事業説明会で配付・説明された書類を以下の方法にて期日までに提出してください。

【応募書類の提出】

- 応募書類及び部数 事前説明会にて説明した書類及び部数
- 応募方法 郵送、メール又は持参により提出
 - ※ メールによる提出の場合、電話で御連絡いただきますようお願いいたします。
- 提出(問い合わせ)先
 - 宮崎県教育庁人権同和・生徒指導課 生徒指導・安全担当 藤久保
 - 住所：宮崎市橘通東1丁目9番10号（宮崎県庁3号館3階）
 - 電話：0985-26-7238
 - Mail：jinkendowa-seitoshido@pref.miyazaki.lg.jp
- 応募期間 令和7年5月13日(火)から5月26日(月) 17時まで(必着)
 - ※ 応募状況等を勘案して、追加の募集を行うことがあります。
- 留意事項 提出された応募書類一式は返却しません。

9 選定方法及び選定基準

人権同和・生徒指導課において、原則として書面審査により選定しますが、必要に応じて実地調査を行わせていただくこともあります。

なお、選定基準は概ね次のとおりです。

- (1) 事業内容が、不登校児童生徒の社会的自立(居場所づくり／可能性を引き出す取組)につながる内容となっているか。
- (2) 事業内容に継続性が見込まれるか。
- (3) 事業内容に公益性等があり、補助することが妥当か。
- (4) 事業を行う団体の規模や運営上、事業計画どおり実行することが可能か。
- (5) 経費の計上は適切か。また、必要最小限か。

10 補助事業に関する留意事項

(1) 交付申請

公募により選定された団体の代表者に、本事業に係る諸手続を行っていただくことがあります。

(2) 交付決定

提出された交付申請書等の内容を審査し、適当と認められたものについて交付決定を行います。必要があるときは、事業内容等に条件を付す場合があります。

なお、交付決定前に事業に着手された場合は、補助事業の対象として認められないので、御留意ください。

(3) 補助金の支払

交付決定後、交付要綱に定める請求書を御提出いただいた後、概算払にて補助金をお支払します。

(4) 事業報告

事業完了後、交付要綱の定めるところにより、実績報告を行っていただきます。

なお、事業の成果について別途資料を作成いただく予定としており、市町村や関係団体への情報提供や県ホームページへ掲載することがあります